

度会町営診療所指定管理者仕様書

1 趣旨

この仕様書は、度会町営診療所設置条例（令和7年度会町条例第21号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、指定管理者が行う業務の詳細についてまとめ、本仕様書に基づき指定管理者を募集する。

2 施設の概要

- (1) 施設名称 度会町営診療所
- (2) 設置目的 地域住民の健康保持に必要な医療の提供を行い、安心して暮らせる環境を整備するため、診療所を設置する。
- (3) 所在地 度会町棚橋 468 番地 1
- (4) 設置時期 令和8年4月
- (5) 規模 建物 鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺き 平屋建 196.50 m²
建物の詳細は、別添「平面図」「現地写真」のとおり

3 業務内容

指定管理者が行う業務は次の業務とする。なお、指定管理者が業務を一体的に委託することは認めないが、個別業務を他者に委託することは可能とする。ただし、事前に町の承認を得ること。

- (1) 条例第3条各号に掲げる業務
- (2) 診療所の設備、備品等の維持管理に関する業務
- (3) 診療所の運営に関する業務
- (4) 利用料金の徴収、減免及び返還に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

4 指定期間

基本協定書締結日から令和13年3月31日までとする。ただし、基本協定書締結日から令和8年3月31日までの期間は、「3 業務内容」に掲げる業務の準備期間とする。

5 管理運営に関する基本的な考え方

指定管理者は、診療所を管理運営するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施する。

なお、度会町（以下「町」という。）は施設の設置者として、必要に応じて指定管理者に指示等を行う。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）、条例、その他の関係法令並びに規則等の内容を十分理解し、法令の規定に基づいた運営を行うこと。
- (2) 指定期間中に関係法令又は条例若しくは規則等の改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。なお、当該改正に加えて、収支報告等の結果において、その要した費用の額と対価の額に差額が生じ精算を要する場合及び特別な事情が生じたことに伴い費用が増減する場合は、申出による協議により、指定管理料を変更することができる。
- (3) 度会町個人情報保護法施行条例（令和5年度会町条例第1号）の規定に基づき、個人情報の保護を徹底すること。

- (4) 緊急時対応及び防火対策については、医療法に基づく病院及び施設に関する基準等を定める条例（平成 24 年三重県条例第 66 号）第 8 条に基づき、安全確保のための非常災害対策に努めるとともに、速やかな対応及び応急措置を講じること。
- (5) 事業計画書等に基づき、利用者が安全、快適に施設を利用できるよう適切な管理運営を行うこと。
- (6) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくとともに、適切な広報を行うなど、利用者増を図ること。
- (7) 町と密接に連携を取りながら管理運営を行うこと。

6 管理運営のための体制の整備

(1) 従業員の雇用、配置及び研修等

- ① 管理運営業務を実施するために必要な体制を確保するとともに、適正な人員を配置すること。
- ② 管理運営に係る全従業員（臨時職員を含む）の勤務形態については、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他労働関係法令を遵守し、管理運営に支障のないよう配置すること。
- ③ 業務の全般を総合的に把握し、調整を行う責任者を配置し、町との連絡調整等にあたること。
- ④ 従業員の雇用に関しては地元雇用を心がけること。
- ⑤ 経理業務、受付業務、帳簿作成業務等、体制の整備を図ること。
- ⑥ 配置する従業員が業務全般を理解し、適切に管理運営を行うことができるよう研修を実施すること。

(2) 業務遂行の準備

指定管理者に指定された後は、自己の責任及び負担において、令和 8 年 4 月から円滑に診療所の管理運営に係る業務を遂行できるよう人的及び物的体制を整えること。

(3) 保険への加入

指定管理者は、度会町営診療所指定管理者募集要項及び本仕様書に定める自らのリスクに対して、適切な範囲で保険に加入すること。なお、建物災害共済（火災・風水害等）については、町が加入する。

7 備品及び消耗品類の所有権

開設準備及び開設後に町が負担し整備した指定管理者に貸し付ける備品等については町の所有とし、その使用及び保管には十分注意すること。また、備品等のリース契約は指定管理者が締結することを原則とし、期間満了後の取り扱いについては町と協議し決定する。

指定管理者が自ら購入し、保管を要する備品等は、指定管理者の所有とするが、町へ報告をすること。なお、町所有の備品等にかかる消耗品類の更新は、指定管理者の負担とする。

8 管理運営に要する経費等

町は、施設の管理運営に要する経費を、毎年度の予算の範囲内において指定管理者へ指定管理料として支払う。

なお、指定管理料の支払時期や支払い方法等は、協議の上、年度協定書で定めることとし、指定期間の予算総額は180,000千円を限度とする。

- (1) 施設運営上生じた料金（条例第5条）は指定管理者の収入とする。
- (2) 開設当初に必要な施設改修や備品購入など一連の準備費用については、原則として町が負担し、無償で指定管理者が使用することとする。
なお、実務にあわせた改修や機器選定等とするため、指定管理者の意向を踏まえるものとし、工事の施工や導入についても効率性や費用面を鑑み、指定管理者が行うものとする。
- (3) 開設後の診療所運営に必要な施設の改修及び備品購入（更新）等に要する経費については、1件あたり3万円（税抜）を超える費用を町が負担する。ただし、施設管理のほか、診療等にかかる消耗品については、指定管理者が負担する。なお、施設改修や備品購入（リースを含む）にあたっては、事前の町への相談（承認）を経て、指定管理者が一旦支払った後にその差額を指定管理料へ加算する。

9 協定の締結

町と指定管理者は、診療所を適正かつ円滑に管理するために必要な基本事項について、協議の上協定書を締結する。

協定については、指定期間全体の基本協定及び事業年度単位の年度協定とし、主な項目は次のとおりとする。

なお、町と指定管理者の協議により、項目に変更を生じる場合がある。

- (1) 基本協定
 - ① 指定期間に関する事項
 - ② 業務計画に関する事項
 - ③ 業務報告に関する事項
 - ④ 町が支払うべき管理経費に関する事項
 - ⑤ 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
 - ⑥ 管理業務を行うにあたって保有する個人情報に関する事項
 - ⑦ その他町長が必要と認める事項
- (2) 年度協定
 - ① 指定期間に関する事項
 - ② 指定管理料に関する事項
 - ③ 修繕費等の取扱いに関する事項
 - ④ その他町長が必要と認める事項

10 募集日程

- (1) 募集の期間 令和7年6月13日（金）～令和7年6月27日（金）
- (2) 指定管理者の選定 令和7年7月中旬（予定）

11 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた際は、町と協議し決定する。